資料1

議題１　認定農業者等の認定や各補助金における事業実施主体の整理について（稲沢市提出）

市名	回答			
	（1）①認定農業者等の認定	参考となる意見等	（2）②補助金や資金等の事業実施	参考となる意見等
名古屋市	イ、ほ場の存在する自治体		イ、ほ場の存在する自治体	
豊橋市	イ、ほ場の存在する自治体	要綱等に準じている		要綱等に準じて、どちらの場合もある
岡崎市	イ、ほ場の存在する自治体	農業経営基盤強化促進法の基本要綱第５条第３項及び第５条の２第３項に、現に住所を有していない者も認定申請を行い、認定を受けることができる旨が記載されているため	ア、居住自治体	
一宮市	イ、ほ場の存在する自治体	2020年3月12日付「認定農業者制度の見直しに関するＱ＆Ａ」問６に住所地がＡ市内で、農用地・農業生産施設が全てＡ市外にある場合の申請先は、Ａ市ではなく、農用地・農業生産施設の所在する区域と記載があります。	イ、ほ場の存在する自治体	要綱などに制約がない場合、耕作面積が多い市において行うのが適当と思いますが予算査定時に説明できる根拠を揃える必要があると思います。
瀬戸市	イ、ほ場の存在する自治体	（農業経営改善計画の認定等） 第十二条　第六条第五項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。※農業経営基盤強化促進法から抜粋　※第六条第五項の同意：基本構想に係る都道府県知事の同意	ア、居住自治体	補助金や資金等により、居住地自治体とほ場の存在する自治体で実施するかは異なるため一概には回答できない。 【水田活用の直接支払い交付金】 原則として地域農業再生協議会の管内に住所を有する農業者が使用及び収益を目的とする権利を有する交付対象水田について、販売権の委託を含む農作業受託契約を締結しているものも含めて整理します。※経営所得安定対策等実施要綱から抜粋 【農業次世代人材投資資金（経営開始型）】 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。※農業人材力強化総合支援事業実施要綱から抜粋
半田市	イ、ほ場の存在する自治体		イ、ほ場の存在する自治体	各補助金内容により判断している。
春日井市	イ、ほ場の存在する自治体	農業経営基盤強化促進法の基本要綱によれば、複数市町村にまたがる経営の取扱いとして、「経営改善計画に記載されている農用地又は農業生産施設が所在する区域で判断する」との記載があります。	イ、ほ場の存在する自治体	経営改善計画の認定を条件とする補助金の場合、経営改善計画に記載されており、かつ、補助事業を活用する農地の市町村で事業実施を行うものと考えます。
豊川市	イ、ほ場の存在する自治体		ア、居住自治体	補助金の場合、所属する部会の存在する自治体の場合あり。
津島市	イ、ほ場の存在する自治体		イ、ほ場の存在する自治体	
碧南市	イ、ほ場の存在する自治体	農業経営基盤強化促進法第１２条第１項により運用している。	ア、居住自治体	国県補助金等の場合、その交付要件を満たす自治体で申請するものと考える。市単独の補助金については、交付要件を碧南市内に住所を有する又は碧南市内で耕作をしており、かつ、碧南市の人・農地プランにおいて中心経営体に位置付けられている認定農業者としている。（碧南市農業経営改善支援事業補助金）
刈谷市	イ、ほ場の存在する自治体	基盤法の規定や、営農状況の確認等の観点から、営農地の自治体が認定するべきと考えます。	イ、ほ場の存在する自治体	全額特定財源の補助であれば、（１）と同様に営農地の自治体のほうが事務を円滑に行えると考えます。市の財源が入る補助については、居住地の自治体を原則にしつつ、補助の内容により個別に判断・調整します。
豊田市	イ、ほ場の存在する自治体		イ、ほ場の存在する自治体	
安城市	イ、ほ場の存在する自治体		イ、ほ場の存在する自治体	安城市内のほ場の整備に使われるため、補助金の目的に合致すると考えるため。

資料1

議題１　認定農業者等の認定や各補助金における事業実施主体の整理について（稲沢市提出）

市名	回答			
	（1）①認定農業者等の認定	参考となる意見等	（2）②補助金や資金等の事業実施	参考となる意見等
西　尾　市	イ、ほ場の存在する自治体		イ、ほ場の存在する自治体	
蒲　郡　市	イ、ほ場の存在する自治体	特にありません。		補助事業等の実施にあたっては、実施要綱等の定めるところによります。居住地とほ場が異なる場合には関係市町村との調整を図ります。
犬　山　市	ア、居住自治体		ア、居住自治体	
常　滑　市	イ、ほ場の存在する自治体	特になし	イ、ほ場の存在する自治体	特になし
江　南　市	イ、ほ場の存在する自治体	現在、江南市の認定新規就農者11名のうち居住地が江南市外の方が2名見えますが、主な活動拠点が江南市の圃場のため江南市の認定を受けられております。	イ、ほ場の存在する自治体	（1）と同意見
小　牧　市	イ、ほ場の存在する自治体	認定農業者については、農業経営基盤強化促進法の基本要綱において、複数市町に経営がまたがる場合、農用地又は農業生産施設が所在する区域で判断するとの規定があることから、この規定を準用し、１自治体での経営であってもほ場がある自治体が認定を行うよう運営しております。また、認定新規就農者については、基本要綱において「就農計画申請者は、その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等であって」とあるので、同じくほ場がある自治体において認定を行うようにしております。	イ、ほ場の存在する自治体	人・農地プランに中心経営体として位置付けられることを要件とした補助金が多いことから、ほ場の存在する自治体の事業であると判断しております。
稲　沢　市	イ、ほ場の存在する自治体			所管の農林水産事務所によって対応が異なるため、「ア、居住自治体」、「イ、ほ場の存在する自治体」どちらの場合も、対応事例あり。
新　城　市	イ、ほ場の存在する自治体		イ、ほ場の存在する自治体	
東　海　市	イ、ほ場の存在する自治体		イ、ほ場の存在する自治体	
大　府　市	イ、ほ場の存在する自治体		イ、ほ場の存在する自治体	市独自の補助制度は、耕作放棄地の抑制や優良農地の保全の観点から市内のほ場を対象としている。市内農業者の育成等のため、一部の補助では市内在住を要件に市外のほ場でも補助を活用できるようにしている。
知　多　市	イ、ほ場の存在する自治体	主たるほ場（営農場所）のある市町村で認定に係る案内を行うこととしています。		当市では、住所要件を要する補助事業もありますし、住所ではなく、ほ場の存地を要件とする補助事業もあります。補助事業の性質により、ケースバイケースで補助要綱等の対象要件を設定しています。
知　立　市	イ、ほ場の存在する自治体		イ、ほ場の存在する自治体	現状、当市での実施事例はありません。
尾張旭市	イ、ほ場の存在する自治体		イ、ほ場の存在する自治体	新規就農者支援（次世代投資資金）関係：ほ場の存在する自治体 経営所得安定対策関係：居住自治体
高　浜　市	イ、ほ場の存在する自治体		イ、ほ場の存在する自治体	
岩　倉　市	イ、ほ場の存在する自治体	本市では、認定の段階で、居住地と圃場が異った事例がありません。	イ、ほ場の存在する自治体	本市では、居住地と圃場が異った事例がありません。
豊　明　市	イ、ほ場の存在する自治体	例外として、本人の希望があれば居住自治体で認定する場合がある。	ア、居住自治体	状況に応じて、対象となるほ場が市内であれば、補助金や資金等の事業を実施する場合がある。

資料1

議題１　認定農業者等の認定や各補助金における事業実施主体の整理について（稲沢市提出）

市名	回答			
	（1）①認定農業者等の認定	参考となる意見等	（2）②補助金や資金等の事業実施	参考となる意見等
日　進　市	イ、ほ場の存在する自治体	特になし	ア、居住自治体	特になし
田　原　市	イ、ほ場の存在する自治体		ア、居住自治体	
愛　西　市	イ、ほ場の存在する自治体	農業経営改善計画に記載する農用地面積について、ほ場の存在する自治体の農地基本台帳で把握が可能であるため。	ア、居住自治体	農業次世代人材投資資金（経営開始型）について、海部地域においては居住自治体から交付することで統一している。
清　須　市	イ、ほ場の存在する自治体	法人において、ほ場が3市にあり、各市単位ではなく愛知県の認定となった事例がある。	イ、ほ場の存在する自治体	事例等なし
北名古屋市	ア、居住自治体	本市において、認定農業者の事例はないが、圃場が存在する自治体ごとに認定すると重複する恐れがあると考えるため。	ア、居住自治体	本市において、事例はないが補助金や資金の申請をする際、重複する恐れを回避すべきと考えるため。
弥　富　市	ア、居住自治体	事案としましては、今のところありませんが、居住自治体で考えるのが妥当であると考えます。	ア、居住自治体	事案としましては、今のところありませんが、居住自治体で考えるのが妥当であると考えます。
みよし市	イ、ほ場の存在する自治体	複数の市町で認定農業者として認定する際、管轄事務所が同じ場合は管轄事務所の認定となり、異なる場合は本庁での認定となる。	イ、ほ場の存在する自治体	市独自の補助金はみよし市の圃場での利用を前提としている。
あ　ま　市	ア、居住自治体		ア、居住自治体	
長久手市	イ、ほ場の存在する自治体	本市にて、次世代人材投資事業の対象者である（あった）数名の農業者は、市外在住者であるが本市に、圃場を借りているため本市にて認定新規就農者の認定を行った。	イ、ほ場の存在する自治体	⑴のとおり、本市にて認定を行った農業者のため本市より資金等を交付している。